

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 香川県高松市末広町7番地21
 氏 名 株式会社セキゼン
 代表取締役 岩崎一雄
 電話番号 087-881-3606

県外産業廃棄物の循環的な利用を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第5条第1項の規定により協議します。

循環利用計画	循環的な利用の目的		資源として再生利用する	
	循環的な利用の方法		再使用 ・ 再生利用 ・ 熱回収	
	循環的な利用の概要		当社で選別処分した金属くずは鉄鋼原料として売却、破碎処分した廃プラスチック類(セルシート)は精錬会社へ売却、ガラスはレンガの原料として利用する	
	事業場の所在地		株式会社セキゼン 香川県高松市香西本町742番8	
	規則第2条第2項に規定する協議の適用の有無		有 ・ 無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称		太陽光パネル
		種 類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず	
		性 状	固形状	
		1年当たりの最大取扱量	10 t /年	
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		富士スレート株式会社
住所又は所在地		徳島県板野郡北島町太郎八須字新開1番地32		
排 出 事業場		名 称	徳島県の事業場	
		所 在 地	徳島県の事業場	
当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名		株式会社セキゼン	
	住所又は所在地		香川県高松市末広町7番地21	
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路			各建設現場→主たる通行ルートとして、国道11号線、国道318号線、国道193号線を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。	

(第2面)

循環利用計画	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所	破砕施設 1 基、選別施設 1 基 香川県高松市香西本町 742 番 8		
		施設の処理能力	破砕施設 4 t/日 (0.5 t/時*8 時間) 選別施設 8 t/日 (1 t/時*8 時間)		
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	施設の位置 : 施設の配置図参照 処理方法 : 中間処理 (選別、破砕) 構造及び設備 : 2 基構成、金属を選別処理後、破砕機にてガラスと廃プラスチック類を分離する (チヨダマシナリー製)		
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	排ガス、排水は発生しません	
			処理方法 (排出口の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))	該当なし	
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	該当なし		
	循環利用施設の維持管理に関する計画	その他循環利用施設の構造等に関する事項	該当なし		
		排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	該当なし		
		排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし		
		その他循環利用施設の維持管理に関する事項	別紙のとおり		
放射線物質及びこれによって汚染された物の処理	有 ・ 無				
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み (その種類、性状及び 1 年当たりの最大取扱量を記載すること。)	ガラスくず	146 t/年			
	金属	48 t/年			
	廃プラスチック類	6 t/年			

循環 利用 計画	再 使 用 又 は 再 生 利 用 の 場 合	再 生 品	種 類	① 金属 ② 廃プラスチック類
			性 状	① 固形状 ② 固形状
			1年当たりの最 大製造量	① 240 t / 年 ② 30 t / 年
	再生品の性状に適合する日本 工業規格その他の規格がある 場合には、その名称及び内容	再生品の性状に適合する日本 工業規格その他の規格がある 場合には、その名称及び内容	① 金属製品 ② 金属、路盤材	
		再生品の利用又は取引の見込み	① は金属業者へ売却 ② は精錬業者へ売却	
	循環的な利用に 伴い生ずる廃棄 物	一般的な名称	ガラス	
		種 類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
		性 状	固形状	
		1年当たりの最 大発生量	730 t / 年	
		処 分 方 法	破碎 処理業者にて再生路盤材として売却	
当該循環的な利用又はそれに相当 する行為の業務経歴	2022年3月から県内の太陽光パネルの選別、破碎処理を開始			
循環的な利用を行う事業場におけ る循環利用業務責任者の氏名及び 連絡先	株式会社セキゼン 今川大地 087-881-3606			
事業開始予定年月日	承認後すぐ			
規則第2条第2項に規定する適用が有る場合				
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災 害が発生した日及び地域	該当なし			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で 循環的な利用を行う理由	該当なし			
参 考 事 項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。